国民年金「学生納付特例制度」のご案内



- 〇20歳になったら、国民年金に加入し、 保険料の納付が義務となります!
- 〇「国民年金保険料」納付猶予の手続き が川内キャンパスで申請できます!

保険料未納のまま、「学生納付特例制度」の手続きが遅れると・・・

- ①将来、受け取る年金が減額されます
- ②障害基礎年金が受給できなくなる可能性があります

年金は老後のためだけのものではありません!



20歳になったら、本学窓口で早めに、申請手続きをしましょう!

《受付窓口》 川内北キャンパス 教育・学生総合支援センター1階 学生支援課生活支援係(③番窓口)



- ※1 年金制度全般のご質問は、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。
- ※2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入 が減少した方は、従来の収入基準によらず、 学生納付特例の手続き(臨時特例措置)が 可能です。

